

議 案 第 3 6 号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「うち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を「うち」に改め、同条第1号ア中「費用（一般被保険者に係るものに限る。）」を「費用」に改め、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」に限り、県」を「県」に改め、同号カを次のように改める。

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

第7条の3第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第8条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を「世帯別平等割額」に改める。

第9条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同項第2号中「一般被保険者均等割」を「被保険者均等割」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第10条の2を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第10条の2 第8条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第10条の3から第10条の6までを削る。

第11条の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、同条第1号中「部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を「部分」に改め、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた）」を「収入（」に改める。

第11条の2の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を「世帯別平等割額」に改める。

第11条の3の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の4の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る後

期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の5を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5 第11条の2の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第11条の6から第11条の9までを削る。

第12条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた）」を「収入（）」に改める。

第15条中「、第10条の2、第11条の2若しくは第11条の5」を「若しくは第11条の2」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に、「第11条の2又は第11条の5」を「第11条の2」に、「22万円」を「24万円」に、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改める。

第16条の3第1項中「第10条又は第10条の4」を「第10条」に改め、同条第3項中「第10条又は第10条の4」を「第10条」に、「第11条の4又は第11条の7」を「第11条の4」に改め、同条第4項第1号中「第10条又は第10条の4」を「第10条」に改め、同条第6項中「第10条又は第10条の4」を「第10条」に、「第11条の4又は第11条の7」を「第11条の4」に改める。

第16条の4第1項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改め、同条第3項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に、「第11条の2又は第11条の5」を「第11条の2」に、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改め、同条第7項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に、「第11条の2又は第11条の5」を「第11条の2」に、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の新居浜市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減措置の判定基準の見直しを行うため、並びに国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度が廃止されることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。